

平成 29 年 10 月 13 日(金曜日)

図書館資料の貸出に関する協定書の締結について

この度、市立図書館で下記の協定を締結しますのでお知らせします。

1. 協定の名称 図書館資料の貸出に関する協定書
2. 協定締結の理由
文化交流と生涯学習の進展に寄与し、時代の要請である広域行政圏における図書館の社会的責任を果たすため、図書館の相互協力をその基盤として、図書館資料の貸出について、協定を締結するもの。
2. 協定の相手 かほく市立中央図書館、津幡町立図書館、内灘町立図書館
3. 協定の内容 相互の自治体の住民が、各図書館で直接、図書の貸出を受けることができます。
4. 備 考 協定を結ぶ自治体の住民は、それぞれの図書館の貸出の規定により、利用者登録を行う必要があります。
5. 協定締結日 平成 29 年 10 月 15 日

お問い合わせ先

教育文化部生涯学習課 山崎 TEL : 2 2 7 - 6 1 1 6